

対馬文化財通信

第7号



平成26年度 文化財・景観写真コンテスト

【対馬市長賞：防人が眺めし入江】

対馬市文化財保護審議会編

目 次

—巻頭言—

- 沙也可のこと …………… 齋藤弘征 …… 1
- 昆虫の天然記念物の指定は難しい！
…………… 境良朗 …… 2～3
- 仲間と共に
～享保三年丁酉御巡検使御尋并_御答書を読んで～
…………… 早田和文 …… 4～5
- 八幡宮前の石灯籠について
…………… 小島武博 …… 6～7
- 歴史と文化に溢れた魅力有る対馬
…………… 小島克喜 …… 8
- ◆文化財短信 …… 9

〔表紙題字〕 対馬市教育委員会 教育長 梅野正博（うめのまさひろ）

〔表紙写真〕 H26 文化財・景観写真コンテスト

対馬市長賞 梅野秀樹（うめのひでき）

沙也可のいふ

齋藤弘征

文祿元年（一五九二）四月十三日、対馬島主宗義智は小西行長とともに朝鮮国釜山に攻め込みました。

一時中斷を挟み慶長三年（一五九七）まで続いた文祿・慶長の役（朝鮮史では壬辰倭乱）の始まりです。それは、何ら正当性も説得力もない、ただ豊臣秀吉の明国を支配下に置くこととした狂気じみた野望によるものでした。

「征明嚮導」（明国を征服する道案内）、あるいは「仮途入明」（明国に攻め入るため道を借りる）と、言いがかりをつけて朝鮮国を荒らしまわった日本軍の残酷さはすさまじく、朝鮮の国土は無惨にも荒廃しました。

人民の殺戮・放火・掠奪…と、その惨状は僧天荊の「西征日記」等に報告されています。大分・臼杵安養寺の住持慶念の「朝鮮日々記」には、地獄さながらの光景が、「同（八月）六日、野も山も、城は申及はす、皆々焼きたて人をうちきりくさり所の筒にて首を縛り、親八子をなげき、子は親をたつねあわれ成る躰、はしめて見侍る也」と、描かれています。

乱では、数万ともいわれる朝鮮人が日本に拉致されてきました。拉致されてきた朝鮮人の中には、転売されてイタリヤ人となった者もいたほどです。この理不尽な出兵の中、朝鮮に寝返った日本の武將がいました。朝鮮名を沙也可といいます。

「慕夏堂記」（正確には「慕夏堂文集」という古い朝鮮の漢文の本があり、秀吉朝鮮の陣の折、兵三千を率いて朝鮮側に降伏したことが記されているというのです。彼は後に武功を重ねて王の寵愛を蒙り、金忠善という帰化名を名乗りました。

武官ながら、二品という大臣の官位までのほり、土地を賜わってその族党や家臣が大邱の南の友鹿洞（現慶尚北道達城郡嘉昌面友鹿洞）に一村を成し、その子孫が今も平和に暮らしており、そのたたずまいはどこか日本の農村風景を思わせるものがあるといえます。「慕夏堂記」の冒頭は「余八則于島夷（日本）ノ人ナリ」と、始まり「われ中夏（華）の文明を慕うこと久し」との記述もあるといえます。「慕夏堂記」は偽作の疑いもあるとされていますが、沙也可の実在はまちがいない、諸条件から考察すると彼は対馬島の人だったのではないかと、司馬遼太郎は述べています（「街道をゆく」二・金忠善 朝日新聞社）。四十年ほど前、大邱近郊の倭館を訪ねたとき、日没のため友鹿洞まで辿り着くことができず、暮れゆく大河洛東江の畔で残念な思いをしたことがあります。いつの日か、対馬の民家から「沙也可」の古文書がひょっこり発見されないものかと、今も夢想しています。

昆虫の天然記念物の指定は難しい！

境 良朗

現在、対馬の昆虫で天然記念物指定されているのは次の三件です。

(1)阿須川のアキマドボタル生息地

県指定(§ 41・5・26)

(2)ツシマウラボシシジミ繁殖地

市指定(§ 17・5・1)

(3)アキマドボタル

市指定(§ 20・3・31)

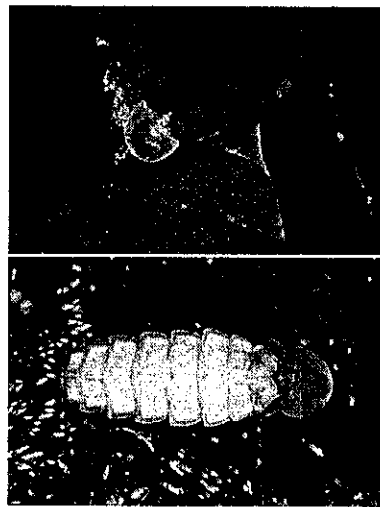
まず押さえておきたいのは、昆虫の天然記念物指定においては、「種指定」と「生息地指定」のいずれかに指定されます。対馬の場合は(3)が種指定で、(1)(2)が生息地指定ということになります。

種指定は、特別の許可がなくては採集することはできません。つまり、種指定⇨採集禁止と捉えることができます。一方、生息地指定はその昆虫が生きていくために必要とされる環境が保護されることとなります。

突き詰めて言えば、種指定では採集は禁止されてい

ますが、その反面、その昆虫が食べる植物や小動物をを採ったり、農薬を使ったり、生息地の環境を著しく改変することは禁止されていません。生息地指定は逆に、採集そのものを禁止していることにはならないわけです。このあたりに昆虫(生き物)の天然記念物指定の難しさがあります。

以上のことを念頭に置いてアキマドボタルとツシマウラボシシジミの指定について考えてみることにしましょう。



上: オス 下: メス

み、カワニナを食べ、て育つことは広く知られています。このことで一般の人にとって、ホタル⇨川というイメージができてあがってし

まっています(世界的に見ると水生のホタルは珍しく、わずか5%に過ぎません)。

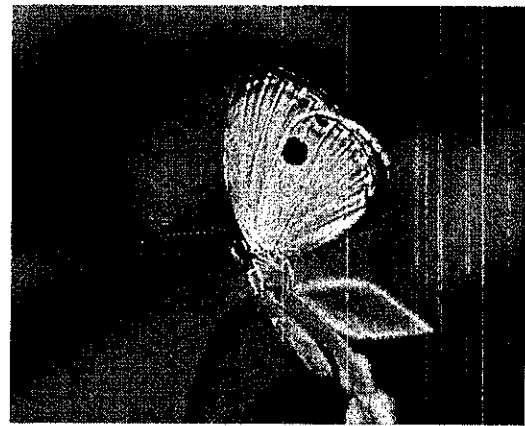
県指定された当時、アキマドボタルは旧厳原市街地

のどこでもごく普通に見ることができました。あえて阿須川を指定する特別な理由はなかったと思われる。まして、陸生のホタルなのですから阿須川は生息地ではありません。指定のいきさつは不明ですが、そろそろ見直しの時期にきているのかもしれない。

アキマドボタルは陸上のウスカワマイマイなどのカタツムリを食べます。畑や水田の周辺でクズなどの植物が繁茂した湿度の高いオープンランド的な環境を好みます。昔ほどではありませんが、今でもアキマドボタルの生息域は全島に広がっていて個体数も決して少なくありません。(3)の種指定によって、採集禁止となりましたが昆虫関係者の間には訝る声があることを正直に述べておきます。

次にツシマウラボシシジミです。熱帯性の依存種で対馬特産亜種の貴重な蝶ですが、今や野生絶滅の危機に瀕しています。多くの要因が絡み合っていると思います。原因の大きなものとして、シカによる食害と生息地の林床の乾燥化が考えられます。昆虫は採集によって絶滅することはまず考えられません。環境が変わるとひとたまりもありません。そういう意味では市の生息地(繁殖地)指定は先見の明があったと言えます。

ツシマウラボシシジミの棲む環境は人の手が入った杉林で小さな河川に平行して林道が伸びているような場所です。そのような環境にはヌスビトハギやフジカンゾウなどの食草がたくさん生えていましたが、今は見る影もありません。いろいろと対策がとられると聞



ツシマウラボシシジミ

いていますが、植物と違って移動する昆虫の保護の難しさを感じます。

このようなことから昆虫を含めた生き物の天然記念物指定にあたっては、その必要性や緊急性の有無など指定の妥当性をしっかり検討するだけでなく、指定後の具体的な保護対策をどうするかの見通しが重要となってくるのです。

やっぱり、昆虫の天然記念物の指定は難しい！

(さかいよしあき 対馬市文化財保護審議会委員)

仲間と共に、享保貳年丁酉御巡檢使御尋并ニ御答書を読んで、

早田和文

私達の研究グループは現在男性五名、女性四名で、元公務員、元会社員、主婦等々で和氣藹々と楽しんでます。月二回の集まりで、一回は対馬歴史民俗資料館の学芸員と一緒に史料を読んでいます。もう一回は自分達だけの自主講座で、表書札方の毎日記を読んでいます。

この会は平成十六年頃、対馬歴史民俗資料館が開催した古文書研修講座を受講した方達数名が講座終了後も引き続き学習会をもつということになりました。

以来、講師もメンバーも変わりながらも細々と続けてきました。

そんな中で、自分達の調べたものを本にまとめようということになり、素人集団の自分達には大変難しいことで苦労もありましたが、学芸員の山口華代さんの力強い支援も

あり、何とかまとめることができました。

タイトルは宗家文書を読む その巻 「幕府巡檢使が視た対馬」で、享保貳年丁酉御巡檢使御尋并ニ御答書を翻刻したものです。巡檢使は江戸幕府が諸国の大名や旗本の監視と情勢調査のために派遣したもので、始まりは三代将軍家光の時代の寛永十(一六三三)年からで、以後将軍が替わることによって派遣され、天保八(一八三七)年の十二代将軍家慶の代まで合計九回の派遣があったといわれます。

一方受け入れ側の諸藩等にとっては、都合の悪いことがまれ、不利益をこうむることがないようにと大変な気の使いようでした。

本史料は享保二年五月、八代将軍吉宗治下、対馬に派遣された時のもので、使節一行は与良郷鶏知村から対馬東沿岸を陸路豊崎郷鰐浦村まで北上し、それから西沿岸を南下、仁位郷仁位村から浅茅湾を渡って樽之浜に出てさらに

佐須郷の鶴野（現敵原町床谷）に向かっています。

その折、使節からどんなことが尋ねられ、それに対してどう答えたかが記録として残されたわけですが、当時の統治機構、産業、物産、習俗等々が伺われ、興味ひかれるものです。

なお冊子の発行を機会に会の名称や規約も決めようということになり、対馬古文書研究会として再スタートしたのは平成二十四年十一月九日からです。

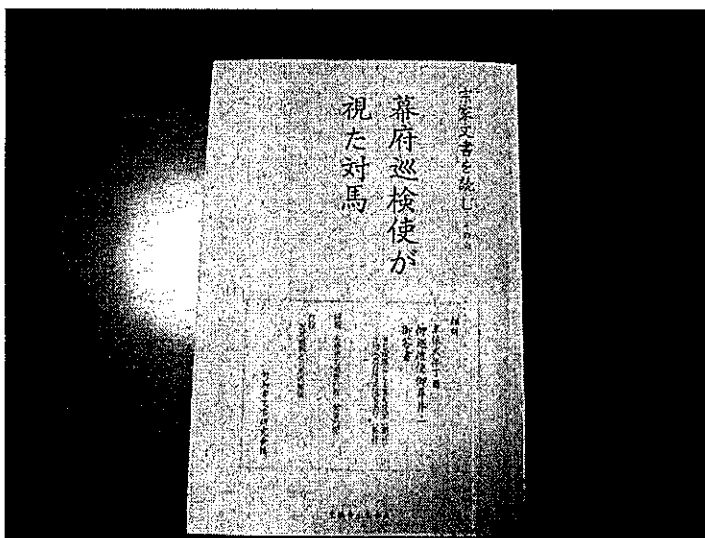
本の発行からしばらくして、仲間も広げたいし、冊子を活用して古文書講座を歴史民俗資料館との共催という形で八月から九月にかけて五回開催しました。

思っていた以上に多くの参加者があり、希望により現在も月一回第三水曜日に継続実施しています。それが契機となって、新しい会員も増え嬉しいことでした。

その後、続編に取りかかり、近々に「巡検使に提出した対馬事情」というタイトルで発行予定ですので御覧頂いた

らありがたく思います。その書が現地で使節からの質問に在郷の給人、百姓が応答したものであるのに対して、その式は使節が府中で総括的に尋ね、また各郷を回るうちに尋ねたことに藩当局が応答したもので、合わせてお読みいただけますと当時の様子が一層興味惹かれるかと思えます。

（そうだかすみ 対馬市文化財保護審議会委員）



古文書研究会で発行した冊子「幕府巡検使が視た対馬」

八幡宮前の石灯籠について

小島武博

厳原町の八幡宮神社前に、石柵に囲まれた灯籠がある。

町の中心地で人通りが非常に多い場所にありながらほとんどの人が気付かずにすぐ側を通り過ぎていくのであるが、よく見るとこの石灯籠には時代を示す刻字をはっきりと確認することができる。

八幡宮に向かって正面に「奉獻」、右側面の右列に「大束喜左衛門」、左列に、「同茂吉」と寄進者名が、左列に「天保十五年卯辰九月吉日」と建立年が刻まれている。天保年間の対馬藩といえは、この十五年前後の短期間に藩主は次々と交替し、財政破綻など衰退の兆候著しくまさに騒然とした時代であった。

そういう時代の反映なのだろうか、このような大きい、高さ二メートル近い石灯籠が、なぜ八幡宮の鳥居の外に、建っているのだろうか。

神社に残されていた説明資料によると、「この現代には忘れ去られたような灯籠であるが、かつては深く悲しい庶民信仰の歴史が秘められている。」とある。

奈良時代、仏教伝来と相前後して中国から入ってきた疫病のひとつに「疱瘡」があり、多くの日本人が長い間その対策に苦しんできた歴史がある。当時大陸文化の通路であった対馬も例外ではなく、この「疱瘡」の浸入と快癒への信仰は非常に根強く、府中にもかかわらず砥石瀧、阿須、久田道など町境の三カ所に、疫病・悪霊などが浸入しないよう、「塞神（さえのかみ）」が祀られていたのである。この塞神信仰とともに府中では安産に対する信仰もまた根強いものがあったと伝わっている。

宮谷にあった成相寺の「右近さま」の護産信仰とともに、この八幡宮前の石灯籠の正体は、安産祈願のためのもので、厚い信仰に途絶えることのなかったといわれる灯籠そのものであった。

もともと祈願の対象となる神は、その昔、神功皇后が新羅に向かう途中対馬に寄られた時に、石で腹を冷やしてお産を延ばしたといわれる「白石神社」への祈願のための灯籠であった。

ところが、この白石神社（現存しない）は、当時宗家の御三家であった御家老平田屋敷の中にあり、いかに信仰とはいえ、直接神前にぬかづきお参りすることは、一般庶民には許されない時代であった。そこでままならぬ信仰心を、この八幡宮前に灯籠を建てることにより、せめてこの場より神にお聞き願いたいとの切ない祈りをこめ、灯明の炎を燃やし続けたのである。

激動する時代と新しい生命の安全を願う不安が交錯する、やりきれない庶民の心の拠り所として、この場所が一時の安らぎ場所になったであろうことは想像に難くない。今も八幡宮前の木立の中にひっそりと建っているこの灯籠は、日本の封建社会が生んだ、信仰もままならぬ時代の、悲しい庶民信仰の歴史を秘めた、誠に由緒ある灯籠であった。



八幡宮前の石灯籠

（こじまたけひろ 対馬市文化財保護審議会委員）

歴史と文化に溢れた魅力有る対馬

小島克喜

対馬市観光交流商工課が主催する「対馬の歴史講座」を今年も受講させていただきました。

諸事情で毎回出席することは出来ませんでした。受講するたびに新たな知識・情報を得ることはうれしいことでした。

また、題材の選択や資料作成、講義時の話題づくり等、講師の先生方のご苦労を思い、感謝するところです。

昨年十月三十日に、本課の職員が「比べてみよう」対馬の歴史あれこれ」と題してこの講座の講師を務めました。その内容を受講した方々だけではなく、もっと多くの方に知って欲しいとの思いから、今回その一部ご紹介してみたいと思います。

対馬市には多くの歴史的文化財が残っていることは良く知られていますが、中でも全国に六十一箇所しかない「特別史跡」として国から指定を受けている史跡のひとつが、美津島町黒瀬の金田城跡です。

全国に千七百四十一市区町村（平成二十六年四月五日現在）があることを考えれば、自分が住む市区町村に「特別史跡」が存在する確率はおよそ三・五％です、いかに貴重であるかが理解していただけるのではないのでしょうか。

金田城は天智天皇の時代に築かれた朝鮮式山城であることはご承知のとおりです。他に特別史跡として指定されているものを挙げれば、北海道の五稜郭、東京都の江戸城跡、佐賀県の吉野ヶ里遺跡など、誰もが知っている有名な史跡です。金田城跡はそれらと肩を並べる史跡であると言えるでしょう。

他にも「特別」ではありませんが、対馬藩主宗家墓所（万松院）や上対馬町の塔の首遺跡等、国指定史跡が六箇所あります。一つの市に六箇所も国指定史跡が存在することは、京都や奈良を除けば非常に珍しいことです。

また、対馬宗家関係資料、朝鮮国告身、峰町佐賀貝塚出土品等、重要文化財（国指定）が十一件あります。これもまた他に誇れることであらうと思います。

こうしてみると、我々が住む対馬が、い

かに文化財にあふれた、魅力的な島であるかを再認識していただけるのではないのでしょうか。

対馬を訪れた方に島の人は「何も無いところですよ」と謙遜して言うこともありますが、「こと文化財に関しては、」貴重な文化財がたくさんありますよ」と自信を持って紹介していただいて良いと思います。

たとえば、
「万松院は日本三大墓地のひとつと言われている」
「金田城跡は五稜郭や江戸城跡と同じ特別史跡のひとつです」等々

◎参考 市内の指定文化財の数

国指定	二十五
県指定	四十二
市指定	百二十三
合計	百九十

※他に国選択無形民俗文化財 六

(こじまかつき 対馬市教育委員会
文化財課長)

文化財短信

■ 仏像等盗難

平成24年に続いて、昨年も文化財の盗難事件が発生しました。

またしても犯人は韓国人で、転売目的の犯行であったようです。

今回は、美津島町小船越にある梅林寺の誕生仏と経典の一部が被害に遭いました。(どちらも市指定文化財)

前回同様、メディアにも多く取り上げられた他、長崎県知事が定例記者会見において文化財の保管方法に言及するなど、大きな話題となりました。

幸いにして、水際で犯人が逮捕され、資料の島外流失も免れました。

しかしながら、また同じような事件が起こらないとも限りません。

今後も更なる防犯対策の実施は勿論、地域住民が自分の地域に伝わる文化財に関心を持ち、一体となって地域の宝である文化財を守っていくという意識が重要ではないかと思えます。

■ 新たな文化財指定

昨年新たに指定を受けた文化財をご紹介します。

一つ目は、峰町佐賀貝塚出土品(骨格牙貝製品、石器等)873点です、縄文時代の対馬における貝塚出土資料及び石斧の集中的な製作遺跡として極めて充実した内容であることや、朝鮮半島南部との漁労、狩猟技法の技術的交流また製品交易の実態を示す貴重な出土品として極めて学術的価値が高いことから、重要文化財(国指定)として8月21日に官報告示されました。

二つ目は、厳原町太平寺の木造地藏菩薩坐像です。

南北朝時代の仏像の一典型として、西国湛派の仏師たちの地方における造像活動及び対馬や九州北部の歴史を考察するうえで極めて貴重であることから、10月3日県有形文化財として指定を受けました。

これにより、市内の重要文化財(国指定)は25、県指定は42となりました。

(対馬市教育委員会 文化財課)

対馬文化財通信第7号

発行日 平成27年(2015)2月27日

編集 対馬市文化財保護審議会

発行者 対馬市教育委員会文化財課

長崎県対馬市美津島町雞知甲1287番地1

TEL0920-54-2341

FAX0920-54-4046

11 12

12 13